

令和4年度

(2022年度)

金沢市議会3月定例月議会議案(1)

令和5年度当初分

一	般	会	計
市	営	地	方
競	馬	事	業
費	特	別	会
計			
市	街	地	再
開	発	事	業
費	特	別	会
計			
公	共	用	地
先	行	取	得
事	業	費	特
別	会	計	
工	業	団	地
造	成	事	業
費	特	別	会
計			
住	宅	団	地
建	設	事	業
費	特	別	会
計			
駐	車	場	事
業	費	特	別
会			
計			
国	民	健	康
保	險	費	特
別	会	計	
後	期	高	齢
者	医	療	費
特	別	会	計
母	子	父	子
寡	婦	福	祉
資	金	貸	付
事	業	費	特
別	会	計	
介	護	保	險
費	特	別	会
計			
水	道	事	業
特	別	会	計
工	業	用	水
道	事	業	特
別	会	計	
病	院	事	業
特	別	会	計
中	央	卸	売
市	場	事	業
特	別	会	計
下	水	道	事
業	特	別	会
計			
公	設	花	き
地	方	卸	売
市	場	事	業
特	別	会	計

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 53 号	令和 5 年度金沢市一般会計予算	1
議 案 第 54 号	令和 5 年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算	11
議 案 第 55 号	令和 5 年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算	13
議 案 第 56 号	令和 5 年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算	15
議 案 第 57 号	令和 5 年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算	18
議 案 第 58 号	令和 5 年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算	20
議 案 第 59 号	令和 5 年度金沢市駐車場事業費特別会計予算	22
議 案 第 60 号	令和 5 年度金沢市国民健康保険費特別会計予算	24
議 案 第 61 号	令和 5 年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算	27
議 案 第 62 号	令和 5 年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	29
議 案 第 63 号	令和 5 年度金沢市介護保険費特別会計予算	31
議 案 第 64 号	令和 5 年度金沢市水道事業特別会計予算	34
議 案 第 65 号	令和 5 年度金沢市工業用水道事業特別会計予算	37
議 案 第 66 号	令和 5 年度金沢市病院事業特別会計予算	39
議 案 第 67 号	令和 5 年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算	42
議 案 第 68 号	令和 5 年度金沢市下水道事業特別会計予算	44
議 案 第 69 号	令和 5 年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算	47
議 案 第 70 号	金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	48
議 案 第 71 号	金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例制定について	51
議 案 第 72 号	金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例制定について	56
議 案 第 73 号	民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例制定について	58
議 案 第 74 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例制定について	60
議 案 第 75 号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部改正について	63
議 案 第 76 号	金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部改正について	65
議 案 第 77 号	金沢市職員定数条例の一部改正について	70
議 案 第 78 号	金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 等の一部改正について	71
議 案 第 79 号	金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について	73
議 案 第 80 号	金沢市税賦課徴収条例の一部改正について	74
議 案 第 81 号	金沢市手数料条例の一部改正について	75
議 案 第 82 号	金沢市学校設置条例の一部改正について	78

議案第83号	金沢市芸術文化ホール条例の一部改正について	79
議案第84号	金沢市民芸術村条例の一部改正について	80
議案第85号	金沢市印鑑条例の一部改正について	81
議案第86号	金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	82
議案第87号	金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正について	95
議案第88号	金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部改正について	96
議案第89号	金沢市国民健康保険条例の一部改正について	97
議案第90号	子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	99
議案第91号	金沢市公園条例の一部改正について	102
議案第92号	金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について	105
議案第93号	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	106
議案第94号	金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部改正について	109
議案第95号	金沢市芸術文化ホールの指定管理者の指定について	110
議案第96号	包括外部監査契約の締結について	111

令和5年度金沢市一般会計予算

令和5年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		84,960,290 千円
	1. 市 民 税	37,352,040
	2. 固 定 資 産 税	33,012,520
	3. 軽 自 動 車 税	1,250,680
	4. 市 た ば こ 税	3,140,620
	5. 入 湯 税	59,960
	6. 事 業 所 税	2,685,990
	7. 都 市 計 画 税	6,748,480
	8. 宿 泊 税	710,000
2. 地 方 譲 与 税		1,271,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	893,000
	2. 特 別 と ん 譲 与 税	7,000
	3. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	293,000
	4. 森 林 環 境 譲 与 税	78,000
3. 利 子 割 交 付 金		42,000
	1. 利 子 割 交 付 金	42,000
4. 配 当 割 交 付 金		375,000
	1. 配 当 割 交 付 金	375,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		321,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	321,000

款	項	金 額
6. ゴルフ場利用税交付金		51,000 千円
	1. ゴルフ場利用税交付金	51,000
7. 法人事業税交付金		1,410,000
	1. 法人事業税交付金	1,410,000
8. 地方消費税交付金		12,853,000
	1. 地方消費税交付金	12,853,000
9. 環境性能割交付金		146,000
	1. 環境性能割交付金	146,000
10. 国有提供施設等 所在市助成交付金		13,000
	1. 国有提供施設等 所在市助成交付金	13,000
11. 地方特例交付金		561,000
	1. 地方特例交付金	484,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	77,000
12. 地方交付税		10,200,000
	1. 地方交付税	10,200,000
13. 交通安全対策 特別交付金		60,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	60,000
14. 分担金及び負担金		406,524
	1. 負担金	406,524

款	項	金 額
15. 使用料及び手数料		3,413,618 千円
	1. 使用料	1,644,656
	2. 手数料	1,768,962
16. 国庫支出金		33,457,837
	1. 国庫負担金	27,043,830
	2. 国庫補助金	6,317,752
	3. 委託金	96,255
17. 県支出金		13,800,685
	1. 県負担金	9,996,748
	2. 県補助金	2,924,592
	3. 委託金	879,345
18. 財産収入		336,220
	1. 財産運用収入	198,926
	2. 財産売却収入	137,294
19. 寄附金		952,635
	1. 寄附金	952,635
20. 繰入金		4,013,218
	1. 特別会計繰入金	1,139,680
	2. 基金繰入金	2,873,538

款	項	金 額
21. 繰 越 金		300,000 千円
	1. 繰 越 金	300,000
22. 諸 収 入		4,560,873
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過	213,095
	2. 市 預 金 利 子	88,500
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	72,906
	4. 受 託 事 業 収 入	285,900
	5. 雑 入	3,900,472
23. 市 債		8,445,100
	1. 市 債	8,445,100
歳 入 合 計		181,950,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		889,334 千円
	1. 議 会 費	889,334
2. 総 務 費		13,841,037
	1. 総 務 管 理 費	10,597,105
	2. 徴 税 費	1,670,684
	3. 戸 籍 台 帳 住 民 費	1,178,429
	4. 選 挙 費	237,056
	5. 統 計 調 査 費	61,619
	6. 監 査 委 員 費	96,144
3. 民 生 費		71,973,255
	1. 社 会 福 祉 費	15,909,406
	2. 老 人 福 祉 費	15,362,308
	3. 児 童 福 祉 費	32,681,403
	4. 生 活 保 護 費	8,017,138
	5. 災 害 救 助 費	3,000
4. 衛 生 費		20,014,759
	1. 保 健 衛 生 費	12,631,258
	2. 環 境 衛 生 費	1,697,754
	3. 清 掃 費	5,685,747

款	項	金 額
5. 労 働 費		212,618 千円
	1. 労 働 福 祉 費	212,618
6. 農 林 水 産 業 費		2,849,119
	1. 農 業 費	2,077,668
	2. 林 業 費	731,755
	3. 水 産 業 費	39,696
7. 商 工 費		4,398,860
	1. 商 工 費	4,398,860
8. 土 木 費		19,082,221
	1. 土 木 管 理 費	789,328
	2. 道 路 橋 り よ う 費	4,789,606
	3. 河 川 費	1,044,592
	4. 港 湾 費	755,398
	5. 都 市 計 画 費	10,625,342
	6. 住 宅 費	1,077,955
9. 消 防 費		4,832,478
	1. 消 防 費	4,832,478
10. 教 育 費		23,539,113
	1. 教 育 総 務 費	2,791,895
	2. 小 学 校 費	3,746,772

款	項	金 額
	3. 中 学 校 費	1,927,235 千円
	4. 高 等 学 校 費	824,531
	5. 大 学 費	1,530,927
	6. 社 会 教 育 費	5,969,789
	7. 保 健 体 育 費	6,747,964
11. 災 害 復 旧 費		399,075
	1. 災 害 復 旧 費	399,075
12. 公 債 費		19,131,211
	1. 公 債 費	19,131,211
13. 諸 支 出 金		66,920
	1. 基 金 費	66,920
14. 予 備 費		720,000
	1. 予 備 費	720,000
歳 出 合 計		181,950,000

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
戸室リサイクルプラザ処理棟改良費	令和6年度	79,000 千円
企 業 立 地 助 成 金	令和6年度	349,000
道 路 新 設 改 良 事 業 費	令和6年度から 令和7年度まで	1,925,000
市 営 住 宅 建 設 事 業 費	令和6年度	998,000
三和小学校屋外施設整備事業費	令和6年度	90,000
新 共 同 調 理 場 建 設 事 業 費	令和6年度から 令和7年度まで	3,778,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	2,490,200 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	4.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率	借入先の融通条件に よる。ただし、市財 政その他の都合によ り、据置期間及び償 還期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 借換えすることがで きる。
災害復旧事業	132,900			
学校教育施設等 整備事業	244,300			
一般廃棄物処理事業	127,200			
一般補助施設 整備等事業	216,300			
施設整備事業	800			
地域活性化事業	227,500			
防災対策事業	167,900			
緊急防災・減災事業	270,800			
公共施設等適正 管理推進事業	1,834,700			
緊急自然災害 防止対策事業	211,400			
緊急浚渫推進事業	88,500			
脱炭素化推進事業	446,900			
その他一般単独事業	468,700			
辺地対策事業	17,000			
臨時財政対策債	1,500,000			
合 計	8,445,100			

議案第54号

令和5年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,254,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 事業収入		4,118,800 千円
	1. 事業収入	4,118,800
2. 諸収入		135,270
	1. 雑収入	135,270
歳入合計		4,254,070

歳出

款	項	金額
1. 競馬事業費		4,254,070 千円
	1. 競馬事業費	4,254,070
歳出合計		4,254,070

議案第55号

令和5年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		30,997 千円
	1. 財産運用収入	30,997
2. 繰入金		42,751
	1. 一般会計繰入金	42,751
歳入合計		73,748

歳出

款	項	金額
1. 市街地再開発事業費		73,748 千円
	1. 市街地再開発事業費	73,748
歳出合計		73,748

議案第56号

令和5年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ769,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		2,100 千円
	1. 使用料	2,100
2. 財産収入		694,800
	1. 財産売却収入	694,800
3. 繰入金		31,750
	1. 一般会計繰入金	31,750
4. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
5. 市債		41,000
	1. 市債	41,000
歳入合計		769,651

歳出

款	項	金額
1. 公営事業用地費		769,651 千円
	1. 公営事業用地費	769,651
歳出合計		769,651

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都 市 開 発 資 金 事 業	千円 41,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	41,000			

議案第57号

令和5年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,385,413千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		2,385,413 千円
	1. 財産売却収入	2,385,413
歳入合計		2,385,413

歳出

款	項	金額
1. 工業団地造成事業費		2,385,413 千円
	1. 工業団地造成事業費	2,385,413
歳出合計		2,385,413

議案第58号

令和5年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		233,232 千円
	1. 財産売却収入	233,232
2. 諸収入		17
	1. 雑入	17
歳入合計		233,249

歳出

款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費		233,249 千円
	1. 住宅団地建設事業費	233,249
歳出合計		233,249

議案第59号

令和5年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		106,238 千円
	1. 使用料	106,238
2. 諸収入		83,056
	1. 市預金利子	6
	2. 雑入	83,050
歳入合計		189,294

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		189,294 千円
	1. 駐車場事業費	189,294
歳出合計		189,294

議案第60号

令和5年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

令和5年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,622,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		7,870,257 千円
	1. 国民健康保険料	7,870,257
2. 国庫支出金		840
	1. 国庫補助金	840
3. 県支出金		30,140,954
	1. 県補助金	30,140,954
4. 財産収入		5,668
	1. 財産運用収入	5,668
5. 繰入金		3,542,751
	1. 一般会計繰入金	2,668,840
	2. 基金繰入金	873,911
6. 諸収入		61,540
	1. 延滞金、加算金料及び	28,560
	2. 雑入	32,980
歳入合計		41,622,010

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		242,544 千円
	1. 総 務 管 理 費	242,544
2. 保 険 給 付 費		41,100,220
	1. 保 険 給 付 費	41,100,220
3. 保 健 事 業 費		278,246
	1. 保 健 事 業 費	278,246
4. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
歳 出 合 計		41,622,010

議案第61号

令和5年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

令和5年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,308,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		5,732,734 千円
	1. 後期高齢者医療保険料	5,732,734
2. 繰入金		1,563,904
	1. 一般会計繰入金	1,563,904
3. 諸収入		12,361
	1. 延滞金、加算金料 及 び 過 料	358
	2. 償還金及び還付加算金	11,903
	3. 市預金利子	100
歳入合計		7,308,999

歳出

款	項	金額
1. 総務費		80,515 千円
	1. 総務管理費	80,515
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		7,227,984
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,227,984
3. 公債費		500
	1. 公債費	500
歳出合計		7,308,999

議案第62号

令和5年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和5年度金沢市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰越金		52,209 千円
	1. 繰越金	52,209
2. 諸収入		23,295
	1. 市預金利子	5
	2. 貸付金元利収入	23,289
	3. 雑入	1
歳入合計		75,504

歳出

款	項	金額
1. 民生費		37,984 千円
	1. 母子父子寡婦福祉資金費	37,984
2. 公債費		36,967
	1. 公債費	100
	2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	36,867
3. 予備費		553
	1. 予備費	553
歳出合計		75,504

議案第63号

令和5年度金沢市介護保険費特別会計予算

令和5年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,158,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金沢市長 村山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 介護保険料		9,009,789 千円
	1. 介護保険料	9,009,789
2. 国庫支出金		9,137,551
	1. 国庫負担金	7,197,597
	2. 国庫補助金	1,939,954
3. 支払基金交付金		10,940,251
	1. 支払基金交付金	10,940,251
4. 県支出金		5,664,023
	1. 県負担金	5,407,889
	2. 県補助金	256,134
5. 財産収入		5,600
	1. 財産運用収入	5,600
6. 繰入金		6,400,416
	1. 一般会計繰入金	5,963,340
	2. 基金繰入金	437,076
7. 諸収入		506
	1. 市預金利子	100
	2. 雑入	406
歳入合計		41,158,136

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		333,484 千円
	1. 総 務 管 理 費	333,484
2. 保 険 給 付 費		38,786,111
	1. 保 険 給 付 費	38,786,111
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,935,478
	1. 地 域 支 援 事 業 費	1,935,478
4. 保 健 福 祉 事 業 費		1,800
	1. 保 健 福 祉 事 業 費	1,800
5. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
6. 諸 支 出 金		100,263
	1. 繰 出 金	100,263
歳 出 合 計		41,158,136

議案第64号

令和5年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	210,400戸	
(2) 年 間 総 配 水 量	52,800,000m ³	
(3) 一 日 平 均 配 水 量	144,262m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
配 水 管 拡 張	延長 3,064m	270,200千円
配 水 管 改 良	延長 13,252m	3,851,000千円
浄水・配水施設改良		526,619千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	9,456,741千円
第1項 営業収益	8,478,928千円
第2項 営業外収益	925,511千円
第3項 特別利益	52,302千円
合 計	9,456,741千円
支 出	
第1款 事業費用	8,673,257千円
第1項 営業費用	8,420,344千円
第2項 営業外費用	187,012千円
第3項 特別損失	55,901千円
第4項 予 備 費	10,000千円
外に当年度予定利益	783,484千円
合 計	9,456,741千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,307,584千円は過年度分損益勘定留保資金906,122千円、当年度分損益勘定留保資金1,598,724千円、老朽管更新対策積立金500,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額302,738千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資本的収入	2,620,797千円
第1項 企 業 債	840,000千円
第2項 他会計出資金	328,021千円

第3項 補助金	42,900千円
第4項 工事負担金	491,793千円
第5項 水道施設再整備積立基金繰入金	900,000千円
第6項 固定資産売却収入	18,083千円
外に過年度分損益勘定留保資金	906,122千円
当年度分損益勘定留保資金	1,598,724千円
老朽管更新対策積立金	500,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	302,738千円
合 計	5,928,381千円
支 出	
第2款 資本的支出	5,928,381千円
第1項 建設改良費	5,244,990千円
第2項 企業債償還金	681,891千円
第3項 予備費	1,500千円
合 計	5,928,381千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	840,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,074,282千円
(2) 交 際 費	10千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 上水道整備事業費補助 | 5,064千円 |
| (2) 上水道事業費用補助 | 8,906千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第65号

令和5年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	5 か所
(2) 年 間 総 給 水 量	239,730m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	655m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	62,380千円
第1項 営 業 収 益	11,940千円
第2項 営 業 外 収 益	44,771千円
第3項 特 別 利 益	5,669千円
外 に 当 年 度 予 定 欠 損	418千円
合 計	62,798千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	62,798千円
第1項 営 業 費 用	51,570千円
第2項 営 業 外 費 用	931千円
第3項 特 別 損 失	10,097千円
第4項 予 備 費	200千円
合 計	62,798千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,282千円は過年度分損益勘定留保資金2,282千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	9,129千円
第1項 他 会 計 補 助 金	9,129千円
外 に 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,282千円
合 計	11,411千円

	支	出	
第2款	資	本	的
	支	出	
第1項	企	業	債
	償	還	金
合	計		
			11,411千円
			11,411千円
			11,411千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 8,676千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|-------------------------------|----------|
| (1) | 工 業 用 水 道 事 業 費 用 補 助 | 30,497千円 |
| (2) | 工 業 用 水 道 建 設 事 業 債 償 還 金 補 助 | 9,129千円 |

令 和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第66号

令和5年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	306床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	74,139人
外 来	89,317人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	203人
外 来	368人
(4) 主要な建設改良事業	
市立病院再整備基本構想策定事業	10,000千円
医 療 機 器 等 整 備 事 業	163,582千円
医 療 情 報 シ ス テ ム 開 発 事 業	950,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	6,284,961千円	
第1項 医 業 収 益	5,385,030千円	
第2項 医 業 外 収 益	899,931千円	
合 計	6,284,961千円	
	支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	6,115,210千円	
第1項 医 業 費 用	6,037,002千円	
第2項 医 業 外 費 用	78,208千円	
外 に 当 年 度 予 定 利 益	169,751千円	
合 計	6,284,961千円	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額146,169千円は過年度分損益勘定留保資金142,936千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額3,233千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	1,296,465千円
第1項 企 業 債	1,122,300千円
第2項 他 会 計 補 助 金	135,368千円
第3項 他 会 計 出 資 金	38,797千円
外に過年度分損益勘定留保資金	142,936千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	3,233千円
合 計	1,442,634千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	1,442,634千円
第1項 建 設 改 良 費	1,139,917千円
第2項 企 業 債 償 還 金	302,717千円
合 計	1,442,634千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	1,122,300千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,342,699千円
(2) 交 際 費	120千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院事業費用補助	174,001千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	135,368千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、787,668千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数量)
取 得 す る 資 産	器械備品	全自動錠剤分包機	1

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第67号

令和5年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取 扱 数 量

青 果 部 86,300 t

水 産 物 部 38,300 t

(2) 主要な建設改良事業

市 場 再 整 備 事 業 46,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益 881,128千円

第1項 営 業 収 益 555,260千円

第2項 営 業 外 収 益 317,837千円

第3項 特 別 利 益 8,031千円

合 計 881,128千円

支 出

第1款 事 業 費 用 847,111千円

第1項 営 業 費 用 813,832千円

第2項 営 業 外 費 用 32,779千円

第3項 予 備 費 500千円

外 に 当 年 度 予 定 利 益 34,017千円

合 計 881,128千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額144,224千円は過年度分損益勘定留保資金108,226千円、減債積立金33,237千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額2,761千円で補てんするものとする。）。

収 入

第2款 資 本 的 収 入 40,237千円

第1項 企 業 債 7,000千円

第2項 他 会 計 補 助 金 33,237千円

外に過年度分損益勘定留保資金 108,226千円

減 債 積 立 金 33,237千円

当年度分消費税等資本的収支調整額 2,761千円

合	計	184,461千円
	支	
	出	
第2款	資本的支出	184,461千円
第1項	建設改良費	64,500千円
第2項	企業債償還金	119,961千円
合	計	184,461千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
市	場	再	整	備	事	業
費		令	和	6	年	度
						62,600 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目	的	建設改良資金にあてるため。
限	度	額
起	債	の
方	法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利	率	4.0%以内
償	還	の
方	法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職	員	給	与	費	164,598千円
---	---	---	---	---	-----------

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)	事業費用補助	260,540千円
(2)	中央卸売市場整備事業債償還金補助	33,237千円

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第68号

令和5年度金沢市下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末排水人口	441,910人
(2) 年間総処理水量	65,040,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管 渠 施 設	延長 2,601m 2,924,680千円
ポ ン プ 場 施 設	107,796千円
雨 水 関 連 施 設	610,000千円
水 質 管 理 施 設	2,077,140千円
流 域 下 水 道 事 業	47,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,183,536千円
第1項 営業収益	10,183,679千円
第2項 営業外収益	6,999,857千円
合 計	17,183,536千円
支 出	
第1款 事業費用	16,378,409千円
第1項 営業費用	14,478,328千円
第2項 営業外費用	1,820,081千円
第3項 特別損失	70,000千円
第4項 予 備 費	10,000千円
外に当年度予定利益	805,127千円
合 計	17,183,536千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額7,257,846千円は過年度分損益勘定留保資金134,062千円、当年度分損益勘定留保資金5,674,856千円、減債積立金979,000千円、繰越利益剰余金処分別320,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額149,928千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	8,529,180千円
第1項 企 業 債	4,953,800千円
第2項 他 会 計 出 資 金	1,293,581千円
第3項 補 助 金	2,035,260千円
第4項 他 会 計 負 担 金	27,131千円
第5項 受 益 者 負 担 金	34,300千円
第6項 工 事 負 担 金	183,198千円
第7項 回 収 金	1,900千円
第8項 固 定 資 産 売 却 収 入	10千円
外に過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	134,062千円
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	5,674,856千円
減 債 積 立 金	979,000千円
繰 越 利 益 剰 余 金 処 分 額	320,000千円
当 年 度 分 消 費 税 等 資 本 的 収 支 調 整 額	149,928千円
合 計	15,787,026千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	15,787,026千円
第1項 建 設 改 良 費	6,103,648千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,675,378千円
第3項 貸 付 金	3,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円
合 計	15,787,026千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質管理施設整備事業費	令和6年度	1,032,700千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金及び企業債償還金にあてるため。
限 度 額	4,953,800千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利 率	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	741,279千円
(2) 交 際 費	10千円

（利益剰余金の処分）

第9条 繰越利益剰余金のうち320,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減 債 積 立 金	320,000千円
-----------	-----------

令 和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第69号

令和5年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

取 扱 数 量	17,000千本
---------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	45,735千円
第1項 営業収益	25,192千円
第2項 営業外収益	20,543千円
合 計	45,735千円
支 出	
第1款 事業費用	43,856千円
第1項 営業費用	41,842千円
第2項 営業外費用	1,514千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	1,879千円
合 計	45,735千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	9,866千円
-----------	---------

(他会計からの補助金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

運 営 費 補 助	16,627千円
-----------	----------

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第70号

金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の意義の例による。

(保有個人情報の目的外利用等の届出)

第3条 市の機関等（本市の機関（議会を除く。）及び本市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、法第69条第2項の規定に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を自ら利用し、又は提供しようとするとき（本人に提供しようとするときを除く。）は、あらかじめ市長へ届け出るものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第4条 市の機関等は、法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿のほか、当該市の機関等が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が規則で定める数以上のものに限る。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関等は、記録項目（法第74条第1項第4号に規定

する記録項目をいう。以下この項において同じ。)の一部若しくは同条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル(同条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この項において同じ。)を条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等(法第78条第1項第4号に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)

は、開示請求(法第76条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者(法第77条第3項に規定する開示請求者をいう。以下同じ。)に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を

負担しなければならない。

（審査請求の手続）

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年度1回、前年度における市の機関等の法及びこの条例の運用状況について、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示の手続に関する事項等を定める。

議案第71号

金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例制定について

金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設置及び組織（第3条―第7条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続（第8条―第14条）

第2節 個人情報に係る審査請求についての調査審議の手続（第15条・第16条）

第4章 雑則（第17条）

第5章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）行政情報 金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第1号に規定する行政情報をいう。

（2）保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定

等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

第2章 設置及び組織

(設置等)

第3条 次に掲げる法令の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議をするため、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 情報公開条例第21条第1項

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報の保護に関する事項について、実施機関（情報公開条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び市の機関等（金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第3条に規定する市の機関等をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、市民及び知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続

(情報公開条例関係手続)

第8条 第3条第1項第1号に掲げる規定による諮問に係る審査会の調査審議の手続については、この節の定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（第3条第1項第1号に掲げる規定により諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第2節 個人情報に係る審査請求についての調査審議の手続

(個人情報保護法関係手続)

第15条 第3条第1項第2号に掲げる規定による諮問に係る審査会の調査審議の手続については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第5章第1節第2款(法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるもののほか、次条に定めるところによる。

第16条 第9条(第4項を除く。)、第12条及び第14条の規定は、第3条第1項第2号に掲げる規定により審査会に諮問がされた場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「第3条第1項第1号」とあるのは「第3条第1項第2号」と、「実施機関」とあるのは「市の機関等」と、「行政情報」とあるのは「保有個人情報」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第16条において準用する前項」と、同条第3項中「行政情報に記録されている」とあるのは「保有個人情報に含まれている」と、第12条中「第9条第1項」とあるのは「第16条において準用する第9条第1項」と、「行政情報を閲

覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「保有個人情報を読覧させる」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第5章 罰則

第18条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政情報及び保有個人情報の開示決定等に対する審査請求に係る調査審議をするための機関として、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会を設置する。

議案第72号

金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例制定について

金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 本市は、情報公開及び個人情報の保護に関する事項の調査、審議等を行う機関として、金沢市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、情報公開制度の適正な運営に関する事項について実施機関（金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応ずるほか、情報公開に関し必要な事項について実施機関に意見を述べることができる。

2 審議会は、市の機関等（金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第3条に規定する市の機関等をいう。以下同じ。）が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項その他必要な事項について市の機関等の諮問に応ずるほか、個人情報の保護に関し必要な事項について市の機関等に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市民及び知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関又は市の機関等の職員その他の関係者に対し、その意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開及び個人情報の保護に関する事項の調査、審議等を行う機関として、金沢市情報公開及び個人情報保護審議会を設置する。

議案第73号

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第60条中「、第48条」を削る。

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第13条の項を削り、同表第49条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、親権者等の懲戒の権限に係る規定が削除されたことに伴い、関係条例の一部を改正する。

議案第74号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（金沢市障害児通園施設条例の一部改正）

第 1 条 金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 2 条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第11号及び第12号、第57条第 2 項並びに第58条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3 条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第 57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第11号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市子ども・子育て審議会条例の一部改正）

第 4 条 金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改

正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「小学校就学前子どもに」と、同号を「小学校就学前子

どもに」と、「同号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第6項中「「同意に関する事項」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と」を加える。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する。

議案第75号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（外国人生活保護事務及び外国人生活保護関係情報）

第6条 外国人生活保護事務（生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務をいう。）は、生活保護事務（生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務をいう。）に係る法及びこの条例の規定の例により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行うことができる事務とする。

2 外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。）は、生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）に係る法及びこの条例の規定の例によ

り、提供を行うことができる特定個人情報とする。

別表第2の1の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から施行する。

- (1) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）附則第1条第6号に掲げる規定のうち同法第8条中生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の改正規定の施行の日
- (2) この条例の公布の日

提案の趣旨

生活保護法の一部改正による医療扶助の電子資格確認の導入に伴い、外国人に対する生活保護法に準ずる措置に係る個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定を整備する。

議案第76号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部改正について

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市情報公開に関する条例

「第3章 個人情報の保護(第19条―第32条の2)」

第4章 審査請求等

第1節 諮問等(第32条の3―第35条)

目次中 第2節 審査会(第36条―第43条)

第5章 審議会(第44条)

第6章 雑則(第45条―第49条)

第7章 罰則(第50条―第54条)

「第3章 審査請求(第23条―第32条の2)」
を
第4章 雑則(第23条―第32条の2)

第19条―第22条)

に改める。
―第27条) 」

第1条中「ようにし、」の次に「及び」を加え、「推進するとともに、個人情報の適正な取扱い並びに保有個人情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利につき定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護し」を「推進し」に改める。

第2条中第4号から第9号までを削り、第10号を第4号とする。

第3条第2項を削る。

第4条中「又は自己情報」を削る。

第14条第1項中「第34条第3項第3号及び第35条第1項」を「第21条第3項第3号及び第22条」に改め、同条第3項中「第34条第1項第2号」を「第21条第1項第2号」に改める。

第3章を削る。

第4章第1節の節名を削る。

第32条の3中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、第4章中同条を第19条とする。

第33条中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、同条を第20条とする。

第34条第1項中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、「速やかに」の次に「金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第3条第1項の」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項第2号中「又は自己情報公開請求者若しくは訂正等請求者」及び「これらのものが」を削り、同項第4号を削り、同条を第21条とする。

第35条第2項を削り、同条を第22条とする。

第4章第2節を削る。

第4章の章名中「審査請求等」を「審査請求」に改め、同章を第3章とする。

第5章を削る。

第45条中「又は自己情報」を削り、第6章中同条を第23条とする。

第46条中「及び個人情報ファイル」を削り、同条を第24条とし、第47条を第25条とする。

第48条第1項中「又は自己情報（保有特定個人情報を除く。）の公開、訂正若しくは利用停止若しくは写しの交付の手續」を削り、同条第2項中「及び保有個人情報」を削り、同条を第26条とし、第49条を第27条とする。

第6章を第4章とする。

第7章を削る。

（金沢市行政不服審査関係手数料条例の一部改正）

第2条 金沢市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「場合」の次に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の審査請求があった場合」を、「第4条第1項及び第2項」の次に「の規定」を、「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項」を加える。

（金沢市公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第2号に規定する個人情報」を「個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）」に改める。

第13条第1項第1号ア中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）」に改め、同号イからエまでの規定中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

第19条第2項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係る第1条の規定による改正前の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第26条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1）この条例の施行の際現に旧条例第2条第10号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) この条例の施行前において旧条例第25条第1項に規定する受託業務又は旧条例第25条の2第1項に規定する管理業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第28条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第34条第1項の規定により旧条例第36条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号。以下「審査会条例」という。）第3条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審査会にされたものとみなし、調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、施行日に審査会条例第5条第1項の規定により委嘱された金沢市情報公開及び個人情報保護審査会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第36条第4項の規定により委嘱された旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第44条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例（令和5年条例第 号）第4条第1項の規定により委嘱された金沢市情報公開及び個人情報保護審議会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第44条第3項において準用する旧条例第36条第4項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第44条第3項において準用する旧条例第36条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保

有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 第5項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

11 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

12 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

（金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

提案の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護に係る規定を削除するとともに、関係規定を改正する。

議案第77号

金沢市職員定数条例の一部改正について

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,841人」を「1,844人」に、「360人」を「358人」に、「312人」を「290人」に、「333人」を「334人」に、「430人」を「434人」に、「3,317人」を「3,301人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政需要の変化に対応し、本市行政の効率的な執行体制を確保するため、職員定数を一部改める。

議案第78号

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部
改正について

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部
を改正する条例

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改
正)

第 1 条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和
46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料を支給される教育職員
に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、
「給料月額と給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合
計額」とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるものの職

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第 3 条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

附則第13条第 5 項中「第21条第 3 項」の次に「及び第23条の 5 第 2 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

教育職員の定年の引上げに伴い、その給与等に関する規定を整備する。

議案第79号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表美術工芸大学施設整備積立基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

金沢美術工芸大学移転整備事業に係る基金の取崩しが完了することに伴い、美術工芸大学施設整備積立基金を廃止する。

議案第80号

金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項及び第120条第1項中「4月10日」を「4月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

固定資産税及び都市計画税の納税通知書の交付時期の見直しにあわせ、納付機会を拡充するため、第1期の納期を改める。

議案第81号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の項中「金沢市印鑑条例第15条に規定する特定端末機」を「地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑の登録を証明した書面等を交付する機能を有するもの」に改め、同表第10号の項中「300円」の次に「（特定端末機により交付する場合にあっては、1件につき 200円）」を加え、同表第87号の項の次に次のように加える。

(87)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
---	---------------

別表第88号の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）」を「容積率」に改め、同表第91号の項の次に次のように加える。

(91)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

別表第92号の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表第94号の4の項の次に次のように加える。

(94)の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

別表第107号の項及び107号の3の項中「既存建築物を除く。）の数が1」を「建築等（建築基準法第86条第1項に規定する建築等をいう。以下この号において同じ。）をするものに限る。）の数が1」に、「既存建築物を除く。）の数が2以上」を「建築等をするものに限る。）の数が2以上」に、「超える建築物（既存建築物を除く）」を「超える建築物（建築等をするものに限る）」に改め、同表第108号の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同項に規定する増築等をいう。以下この号において同じ。）の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第108号の2の項中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同条第1項に規定する増築等をいう。以下この号において同じ。）をする場合における当該新築又は増築等に係る建築物」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第108号の3の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等（同条第1項に規定する増築等をいう。以下この号において同じ。）の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第116号の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同表第116号の2の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第116号の項及び第116号の2の項の改正規定 令和5年5月26日
 - (2) 別表第10号の項の改正規定 令和6年1月1日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する経過措置期間における改正後の別表第116号の項及び第116号の2の項の規定の適用については、同表第116号の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制

法」という。) 第8条第1項」と、「宅地造成等」とあるのは「宅地造成」と、同表第116号の2の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」とあるのは「旧宅地造成等規制法第12条第1項」と、「宅地造成等」とあるのは「宅地造成」とする。

提案の趣旨

特定端末機による所得又は課税に関する事項の証明書の交付手数料の額を定めるとともに、建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請等に対する審査手数料の額を定めるほか、関係規定を改正する。

議案第82号

金沢市学校設置条例の一部改正について

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立馬場小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

学校規模の適正化を図るため、金沢市立馬場小学校と金沢市立明成小学校とを統合し、統合後の学校を金沢市立明成小学校とする。

議案第83号

金沢市芸術文化ホール条例の一部改正について

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

金沢市芸術文化ホール条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第22条第4項」を「第22条第2項」に改める。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

第22条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「うえ」を「上、当該申出をしたもののうちから」に改め、「目的を」の次に「最も」を加え、同項を同条第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第22条第4項の規定により指定を受けている指定管理者は、当該指定を受けた期間内に限り、改正後の第22条第2項の規定により指定管理者の指定を受けたものとみなす。

提案の趣旨

芸術文化ホールの更なる活性化を図るため、指定管理者の指定を公募による方法とする。

議案第84号

金沢市民芸術村条例の一部改正について

金沢市民芸術村条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市民芸術村条例の一部を改正する条例

金沢市民芸術村条例（平成 8 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「2 時間につき 1,000 円」を「1 時間につき 500 円」に、「2 時間につき 300 円」を「1 時間につき 150 円」に、「2 時間につき 2,000 円」を「1 時間につき 1,000 円」に改め、別表第 2 項を削り、同表第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同表第 2 項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 金沢市民芸術村の使用に係る利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

金沢市民芸術村の利用者の利便性の向上を図るため、一部の施設の使用時間の単位を 2 時間単位から 1 時間単位に改める。

議案第85号

金沢市印鑑条例の一部改正について

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成 8 年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項ただし書中「が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第16条において同じ。）を添えて申請した」を「を利用する」に改める。

第15条中「が記録された個人番号カード」を削る。

第16条第 1 号中「又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示」を「の提示又は利用者証明用電子証明書の利用」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から施行する。

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第37号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定のうち同法第49条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項の改正規定及び第 2 章第 2 節第 2 款を同節第 3 款とし、同節第 1 款の次に 1 款を加える改正規定の施行の日
- (2) この条例の公布の日

提案の趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者証明用電子証明書に関する規定を整理する。

議案第86号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条中「この条」の次に「、第13条」を加える。

第7条の2の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防

及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第85条に次の1項を加える。

- 10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第92条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第92条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第4条を次のように改める。

- 第4条 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条

例第49号) 第3条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第8条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
- 第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第82条の9及び第90条中「第40条の2」の次に「、第42条の2」を加える。

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第39条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第39条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、

当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第39条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、第12条」を「から第13条まで」に改め、同項の表第12条の項の次に次のように加える。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
---------	--------------	-------------------------------------

第14条第1項の表第21条第1項の項中「(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、」の次に「同条第2項中」を、「便所」と」の次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と」を加える。

附則第4条の次に次の見出し及び2条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に関する特例)

第5条 第6条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、

当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 前条の規定により第6条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、

前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成

31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

附則に次の2条を加える。

第4条 第5条の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4条	第5条の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	--------------------------------	------

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和３年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第３条中「第８条の規定による改正後の」及び「（以下「新設備運営基準条例」という。）」を削る。

附則第４条中「新設備運営基準条例」を「第８条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第２条 この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第７条の３（保育所に係るものを除く。）、第２条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新通所支援基準条例」という。）第４２条の２（新通所支援基準条例第５６条の５、第６０条、第７２条、第７９条、第７９条の２、第８２条、第８２条の９及び第９０条において準用する場合を含む。）、第３条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第３９条の２（同条例第５９条において準用する場合を含む。）及び第６条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第３条 新設備運営基準条例第７条の４第２項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることに

つき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

第4条 新通所支援基準条例第42条の3第2項（新通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第5条 第5条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第6条 第7条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第11条第9項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講

じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画の策定等に係る規定等を一部改める。

議案第87号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正について

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市木曳野老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

近隣施設での機能の代替による地域需要の低下及び建物の老朽化に伴い、金沢市木曳野老人憩の家を廃止する。

議案第88号

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部改正について

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成31年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の第3条第2号に掲げる者に該当するものとして避難行動要支援者名簿に記載されている者は、改正後の金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例の規定に基づき避難行動要支援者名簿の名簿情報を避難支援等関係者に提供するまでの間は、改正後の第3条第4号に掲げる者に該当するものとして避難行動要支援者名簿に記載されている者とみなす。

提案の趣旨

避難能力に応じた支援を推進するため、避難行動要支援者の範囲に関する規定等を改める。

議案第89号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第26条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第26条の6の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第31条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第6項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第32条の2第2項中「いう。）」の次に「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知をいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条の6、第26条の6の10並びに第31条第1項、第5項及び第6項の規定は、令和5年度分からの保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

健康保険法施行令等の一部改正に準じて、出産育児一時金の額を改定するほか、国民健

康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料について、減額の基準等を改めるとともに、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改定する。

議案第90号

子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

子育て支援医療費助成に関する条例及び高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「監護する」を「監護し、又は生計を同じくする」に改める。

第3条第2項中「第2条第1項第2号」の次に「及び第4号から第6号まで」を加え、「ことにより同条例による医療費の助成を受けることができる」を「ものとして同条例第2条の2第1項の規定により受給者証又は資格証の交付を受けた」に改め、「保護者」の次に「（次項に規定する子どもにあっては、当該子ども）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定するもののほか、独立して生計を営む子どもで同項第2号に該当するものは、この条例により医療費の助成を受けることができる。

第4条第1項中「保護者」の次に「（前条第3項に規定する子どもにあっては、当該子ども。以下同じ。）」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに係る医療費にあっては、当該負担した費用のう

ち入院に係る費用に限るものとする。

第6条第1項中「控除した額とする」の次に「。以下「自己負担額」という」を加え、「1箇月診療分」を「1か月診療分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入院に係る費用については、自己負担額を助成の額とする。

（高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「65歳未満の者」の次に「（第4号から第6号までに該当する児童を除く。）」を加え、同項第4号中「（第2号に該当する児童及び子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の規定に該当する子どもを除く。）」を削り、同項第5号及び第6号中「（第2号に該当する児童及び子育て支援医療費助成に関する条例の規定に該当する子どもを除く。）」を削る。

第3条第1項第1号中「及び第2号に掲げる者」を「、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者（第3号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる者（母子家庭の母及び父子家庭の父に限る。） 自己負担額から1か月診療分につき1,000円（当該自己負担額が1,000円未満であるときは、当該自己負担額）を控除した額

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例及び第2条の規定による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例第4条第1項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

子育て支援の充実を図るため、子育て支援医療費助成制度における入院に係る自己負担を廃止するとともに、入院に係る助成の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大し、ひとり親家庭等医療費助成制度におけるひとり親家庭の児童の通院及び入院に係る自己負担を廃止する。

議案第91号

金沢市公園条例の一部改正について

金沢市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 金沢スタジアム

別表第 1 金沢市民サッカー場の項中「金沢市民サッカー場」を「金沢スタジアム」に、
「午後 7 時まで」を「午後 9 時まで」に改める。

別表第 2 第 1 項の表金沢市民サッカー場の項を次のように改める。

金沢スタ ジアム	アマチュ アスポー ツの場合	入場料が 無料の場 合	フィールド 及びスタン ド	高校生 以下	1 時間	2,420円
				一般	1 時間	4,400円
			フィールド	高校生 以下	1 時間	1,480円
				一般	1 時間	2,690円
			スタンド	高校生 以下	1 時間	1,210円
				一般	1 時間	2,200円
		入場料が 有料の場 合	フィールド 及びスタン ド	高校生 以下	1 時間	12,100円
				一般	1 時間	22,000円
			フィールド	高校生 以下	1 時間	7,400円

			一般	1 時間	13,450円
		スタンド	高校生 以下	1 時間	6,050円
			一般	1 時間	11,000円
アマチュ アスポー ツ以外の 場合	フィールド及びスタンド			1 時間	132,000円
	フィールド			1 時間	80,700円
	スタンド			1 時間	66,000円
第 1 会議室				1 時間	1,100円
第 2 会議室				1 時間	1,100円
第 3 会議室				1 時間	550円
第 4 会議室				1 時間	550円
第 5 会議室				1 時間	550円
第 6 会議室				1 時間	820円
第 7 会議室				1 時間	820円
第 8 会議室				1 時間	550円
第 9 会議室				1 時間	550円
第10会議室				1 時間	820円
ウォームアップエリア 1				1 時間	360円
ウォームアップエリア 2				1 時間	360円
第 1 特別会議室				1 時間	4,510円
第 2 特別会議室				1 時間	4,400円
第 3 特別会議室				1 時間	5,390円
第 4 特別会議室				1 時間	10,340円
にぎわいスペース				1 平方メー トルにつき 1 時間	10円

別表第 2 第 3 項中「金沢市民サッカー場」を「金沢スタジアム」に改め、同表第 4 項の表金沢市民野球場の項の次に次のように加える。

金沢スタ ジアム	1,500ルクス	1 時間	19,800円
	1,000ルクス	1 時間	7,920円
	500ルクス	1 時間	3,960円
	200ルクス	1 時間	1,980円

別表第2第6項を同表第8項とし、同表第5項の次に次の2項を加える。

6 金沢スタジアムの附属設備を使用する場合は、次の表の額を別に徴収する。

区 分			使用の単位	額
大型映像装置	アマチュアス	入場料が無料の場合	1 時間	1,540円
	スポーツの場合	入場料が有料の場合	1 時間	2,310円
	アマチュアスポーツ以外の場合		1 時間	7,700円
放送設備			1 時間	660円

7 金沢スタジアムの第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、第6会議室、第7会議室、第8会議室、第9会議室、第10会議室、第1特別会議室、第2特別会議室、第3特別会議室及び第4特別会議室において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本利用料金の額の2割5分に相当する額を別に徴収する。

別表第5第2項の表中「460円」を「490円」に、「150円」を「160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第5第2項の表の改正規定は令和5年7月1日から施行する。
- 2 金沢スタジアムの管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

城北市民運動公園における金沢スタジアムの設置に伴い、使用時間、利用料金等を定めるとともに、金沢市民サッカー場を廃止するほか、卯辰山公園健康交流センター千寿閣の健康温浴施設の12歳以上60歳未満の者及び60歳以上の者の使用料の額を改定する。

議案第92号

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に努める」を「を実施する」に改める。

第16条第1項中「確認するよう努めるものとする」を「確認しなければならない」に改め、同条第2項中「提供するよう努める」を「提供し、及び自転車損害賠償保険等への加入を勧める」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第2項の改正規定は、石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例（令和4年石川県条例第34号）附則ただし書に規定する規定のうち同条例第17条第1項及び第2項の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案の趣旨

石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例の制定に伴い、学校等の役割、自転車損害賠償保険等の加入の確認等に係る規定を改める。

議案第93号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

78	北陽台 1 丁目地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された金沢都市 計画北陽台 1 丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計 画が定められている区域
----	------------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

78 北陽台 1 丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 畜舎 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 保育所その他これに類するもの (4) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所 (5) 店舗その他これに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

		(7) カラオケボックスその他これに類するもの
	敷地面積の 最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置 の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
	垣又は柵の 構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）

別表第3に次のように加える。

22	北陽台1丁目地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画北陽台1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案の趣旨

新たに都市計画の決定をした地区計画の区域内における建築物等の制限に関し、必要な事項を定める。

議案第94号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部改正について

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市がけ地防災工事資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「こう配」を「勾配」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

提案の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第95号

金沢市芸術文化ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 歌 劇 座	金沢市柿木畠 1 番 1 号	公益財団法人金沢芸術 創造財団	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
金 沢 市 文 化 ホール			
金 沢 市 アートホール			

議案第96号

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令 和 5 年 3 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和5年4月1日 |
| 3 契 約 の 金 額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 一部概算払をすることができる |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 住 所 金沢市東力3丁目104番地1
氏 名 越田 圭
資 格 公認会計士 |